

介護職員処遇改善支援補助金計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンコモレビカイ				
法人名	社会福祉法人こもれび会				
法人所在地	〒	840-2201			
	佐賀市川副町大字福富828-1				
フリガナ	フジイマサシ				
書類作成担当者	藤井正志				
連絡先	電話番号	0952-45-5193	FAX番号	0952-45-2942	E-mail
	info@keyakisou.or.jp				

2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式 2-2 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)	4,302,560		円	要件 I ○			
②賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)	4,748,000		円				
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)	225,203,489		円				
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	220,455,489		円				
③ベースアップ等による賃金改善の見込額							
i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	3,344,000	円	(100.00) %	要件 II ○		
		(一月あたり) 418000	円				
ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))	1,404,000	円	(100.00) %	○		
		(一月あたり) 175500	円				
④ 補助金による賃金改善実施期間	令和4年		2	月	~	9	月

【記入上の注意】

- ・② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・② i) 及び② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。			
別表第4 諸手当支給額表:福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(以下、「処遇改善臨時特例交付金」という。)に基づき、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額の範囲に応じて、当法人が個別に定めた額を月の給与に手当として支給する。処遇改善臨時特例交付金の一部を、一時金として手当を支給する場合がある。また、支給額については、交付額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。処遇改善臨時特例交付金が廃止された場合には、本条文はすべて効力を失い事とする。但し、厚生労働省により、同趣旨・同内容の制度(加算等)への改正・変更があった場合には、適宜内容を修正・変更して実施することとする。 なお、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の廃止についても同様の取り扱いとする。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 14 日

法人名 社会福祉法人こもればい会

代表者 職名 理事長 氏名 松永 啓介